

西宮市立中学校・義務教育学校部活動の方針

西宮市教育委員会

1 趣旨

部活動は、部活動顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、生徒の自主的・自発的な参加により、スポーツや文化・科学等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質能力の育成に資するものとして行われてきた。その一方で、生徒のニーズの多様化、部活動と学習や趣味などとのバランスの取れた生活、勝利至上主義等の行き過ぎた指導、教職員のワークライフバランスの観点、学校と地域等の関係づくり、生徒数の減少による運営体制など多様な観点からの見直しが必要となってきた。今後も望ましい部活動を継続するために、西宮市では、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、兵庫県教育委員会の「いきいき運動部活動」を踏まえ、「西宮市立中学校・義務教育学校部活動の方針」を策定する。

2 ゆとりある生活の確保～適切な休養日の設定、学校単位で参加する大会等の見直し～

- ① 週当たり2日以上以上の休養日を設定する。長期休業中も学期中に準じる。
(平日及び土日等の休業日にそれぞれ1日以上設定)
- ② 土日等の休業日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ③ 平日の休養日の設定は、学校の実情に合わせて行う。
- ④ 1日の活動時間は、平日2時間程度、土日等の休業日は3時間程度とする。
- ⑤ 学校単位で参加する大会やコンクールや合宿等については、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担とならないことを考慮して参加する。
- ⑥ 定期考査中や長期休業中の学校閉鎖日前後、年末年始の休業日は、1週間程度のオフシーズンを確保する。

3 開かれた部活動～適切な運営のための体制整備～

- ① 校長は、生徒や教職員の数を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置するよう努める。
- ② 校長は毎年度、活動方針を策定し、公表する。
- ③ 部活動顧問は、活動方針、練習日程表、活動実績等を作成し、校長に提出する。

4 指導の充実～合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組み～

- ① 技能や体力の向上を図るためには、人間的成長が不可欠であることから、「人を育てる」指導を心掛ける。
- ② 生徒の心身の健康管理を行う。(スポーツ障害・外傷の予防や、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む。熱中症への対策としては、必要に応じて適宜、気温・湿度を確認し、「熱中症予防運動指針」(公益財団法人日本スポーツ協会)に示される環境条件の評価を参考に、学校として運動の可否を判断する。)
- ③ 活動場所の環境整備を十分に行うとともに、練習道具の安全点検および整理整頓によって事故を未然に防ぐ。
- ④ 生徒への指導における、体罰・暴言・ハラスメントを根絶する。
- ⑤ 生徒の体力や技能レベル、多様な特性を考慮した練習を行う。また、それぞれの部活動の特性を踏まえ、合理的・科学的な練習を取り入れ、限られた時間の中で効率的な練習を行う。

5 持続可能な部活動にむけて～教育委員会の取組み～

- ① 部活動指導員の積極的な活用を進め、指導の充実や教員の負担軽減を図る。
- ② 生徒数の減少による運営体制上の課題については、近隣中学校間での調整や地域スポーツ団体との連携を視野に入れ、引き続き部活動推進委員会で協議する。

(令和4年4月1日時点)